

新型コロナウイルス感染症流行期における 病児保育おひさまの利用受け入れ基準

病児保育の利用にあたり、確定診断がない場合も対象とするための見直しを行い、次の基準を設けました。何卒ご理解いただきますようお願いいたします。

利用ができる病児

- 1 水痘、おたふくかぜ、手足口病、インフルエンザ、溶連菌、RS ウイルス、ヒトメタニューモウイルス、アデノウイルス等の確定診断がある場合
- 2 上記1項に該当する確定診断はないが、新型コロナウイルス感染症の PCR 検査または抗原検査の結果が陰性で、診療情報提供書の医師所見欄にその結果が記してある場合
- 3 新型コロナウイルス感染症に罹患後の場合は、発症後10日を経過しており、かつ発症後8日目から10日目に同ウイルス感染症の症状がないとき

利用できない場合

- 1 病児本人が、新型コロナウイルス感染症の PCR 検査または抗原検査が陽性
- 2 病児本人が、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者
- 3 同居家族が、新型コロナウイルス感染者の濃厚接触者で PCR 検査結果が未確定のとき
- 4 同居家族に、発熱、かぜ症状等体調不良の者がいる場合
(過去3日間の症状も含む)
- 5 新型コロナウイルス感染による学級閉鎖(病児所属の学級)、休校、休園になっている場合
※学級閉鎖、休校、休園になっている場合、その期間は自宅待機を要するもので病児保育を利用することはできない。

病児保育おひさま
令和4年4月1日